

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

教員免許状取得のために修得すべき授業科目は、下記の通りです。

授業科目	単位数	履修上の注意
法学(日本国憲法)	2	
※情報機器の操作	2	
※英語(外国語コミュニケーション)	2	
※保健体育	2	
※健康・スポーツ	2	

※卒業に必要な必修科目です。